

令和6年7月1日

～土地閉鎖登記簿の謄抄本・閲覧方法が変わります～

土地閉鎖登記簿謄抄本の交付及び閲覧 について（お知らせ）

岐阜地方法務局多治見支局では、経年による劣化を防止するため、コンピュータ化により閉鎖された管内全地域の土地の閉鎖登記用紙を電子化し、当該画像データをもって謄抄本を作成又は閲覧に供することといたしました。

つきましては、令和6年8月1日（木）から以下のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

◆ 【 謄抄本の交付について 】

閉鎖登記用紙の画像データを用いて、A4判の用紙に印刷し、作成いたします。

◆ 【 閲覧について 】

閉鎖登記用紙の画像データを用いて、A4判の用紙に印刷したものを閲覧していただきます。

◆ 【 原本の閲覧について 】

画像データの文字等が不鮮明な場合は、原本を閲覧することができますので、窓口までお申し出ください。

※ ご不明な点などございましたら、管轄登記所までお気軽にお問い合わせください。